

神戸駅前広場再整備設計業務に係る公募型プロポーザルにおける質問回答

※同内容の質問については集約・省略し、回答しています。

番号	資料	ページ	対象項目	質問内容	回答
1	実施要領	1~2	履行場所 提案 範囲位置図	p.1 に記載されている提案範囲には駅北側の街区の一部まで提案範囲としていますが、p.2の拡大図には街区が範囲に含まれていません。どちらが正しいでしょうか。	ご指摘の通り、P.1の提案範囲及び設計範囲の位置に誤りがありましたので、公募要領を修正しました。
2	実施要領	4	その他技術者	神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書第11条には担当技術者は8名までと記載されていますが、その人数を守れば、その他技術者は複数人の配置は可能でしょうか。	ご認識の通りです。神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書第11条に記載のとおり、担当技術者を複数配置される場合は、8名までとしてください。
3	実施要領	7	c)駐輪場	c)駐輪場の項目に表で記載されている駐輪場の計画について、整備台数で「原付・二輪」とありますが、二輪はどこまでの範囲が対象となるのでしょうか。現在の駐輪場は、125CCまでの二輪が対象ですが、大型二輪車なども今回は対象とするのでしょうか。 また、原付と二輪の整備割合がありましたら、教えてください。	二輪は125CCまでのを対象とし、大型二輪車は対象としません。 また、原付と二輪の整備割合はありません。市では原付・二輪ともに駐車区画幅0.8m、奥行1.9mで整備しています。
4	実施要領	7	サンタポルタ 広場上部構造	サンタポルタ広場地下部（地下街）に、柱など屋根構造の一部を設置することは可能でしょうか。	サンポルタ広場の屋根構造の一部を地下街に設置することについては、提案は可能としますが、本業務で実施する設計において、管理者や本市関係部局等と協議のうえ躯体への影響や地下街の運営面、費用等を総合的に勘案し、決定することとなります。
5	実施要領	8	(3)既存物件の 取り扱い	(3) 既存物件の取り扱いの「北側駅前広場」について、サンタポルタ広場地上部にある、交番、神戸駅前案内所、デュオこうべ名店会の改修、移設、撤去等の扱いは記載がされていませんが、どのようでしょうか。	サンポルタ広場地上部にあります交番などの既存物件につきましては、現時点での協議状況を踏まえた取り扱いについて、実施要領9（2）資料番号10にて提示致します。
6	実施要領	8	(3)既存物件の 取り扱い	(3) 既存物件の取り扱いの「北側駅前広場」の表の番号3「地下街出入口」は、「撤去・移設不可」となっておりますが、デュオこうべNo.7の出入口も撤去できないのでしょうか。	地下街(デュオ神戸)と地上の接続部にあります階段等は、撤去・移設不可の条件で提案をお願いします。但し、業務を実施するにあたり、屋根の設置等にあたり支障となる場合や撤去・移設による費用に対して効果が大きい場合には、管理者と協議のうえ決定したいと考えています。
7	実施要領	8	(3)既存物件の 取り扱い	(3) 既存物件の取り扱いの「北側駅前広場」の表の番号11「地上駐輪場管理事務所」は、「広場内移設」となっておりますが、今回は駐輪場がピエラ口、中央口の2カ所に設ける計画となっておりますが、管理事務所はどちらかに1カ所に設置でよろしいでしょうか。	管理事務所はピエラ口、中央口の2カ所設置が必要となります。